

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

よこすか海岸通り樹木管理業務その3（一般委託）仕様書

よこすか海岸通り樹木管理業務その3に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	本業務は道路区域の街路樹等の維持管理を行うものである
2	履行期間	平成30年7月1日から平成31年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市小川町地内ほか
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	(1)産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の許可（神奈川県又は横須賀市）を有すること。 (2)入札参加申請時点で「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有するものを雇用しており、履行期間を通じて当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行することができること。
8	契約方法	単価による業務委託契約（一般委託）：単位（内訳書のとおり）
9	支払方法	本件は3回払い（9月・12月・3月の末締め）で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
10	業務委託成績評定	対 象 ・ <input type="text" value="非対象"/>
11	現場代理人の配置	必 要 ・ <input type="text" value="不 要"/>
12	その他事項	業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、平成28年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読替えて使用するものとする。（使用材料等の基準が改正された時は新基準に基づくものとする。）
13	監督員 連絡先	土木部道路維持課 担当 塚田 昌平 046-822-8399

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<ul style="list-style-type: none"> この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照） 本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
--------------------------	---

よこすか海岸通り樹木管理業務その3予定内訳

(税抜)

番号	種 別	細 別	単位	予定数量	上限単価	契約単価
1	高木せん定	幹周60cm未満	本	30	7,000	
2	高木せん定	幹周60cm以上120cm未満	本	450	18,000	
3	高木せん定	幹周120cm以上150cm未満	本	1	72,000	
4	高木せん定	幹周150cm以上180cm未満	本	1	144,000	
5	高木せん定	幹周180cm以上210cm未満	本	1	216,000	
6	高木せん定	幹周210cm以上240cm未満	本	1	288,800	
7	中木せん定	樹高200cm以上300cm未満	本	50	4,500	
8	下枝・胴吹き		本	150	1,200	
9	寄植せん定	低木	m ²	2,500	480	
10	寄植せん定	中木	m ²	2,000	660	
11	人力除草(植込み地)	缶等の収集・分別含む	m ²	1,000	420	
12	人力除草	フェンスつる草等	m ²	100	1,069	
13	機械除草(肩掛式・飛び石防護有り)	缶等の収集・分別含む 100m ² 未満	m ²	100	420	
14	機械除草(肩掛式・飛び石防護有り)	缶等の収集・分別含む 100m ² 以上500m ² 未満	m ²	100	380	
15	機械除草(肩掛式・飛び石防護有り)	缶等の収集・分別含む 500m ² 以上	m ²	500	320	
16	既設植樹樹	透コンソイル復旧(t=4cm A=1.25m ²)	箇所	1	18,000	
17	施肥工 高木	幹周60cm未満	本	2	2,600	
18	施肥工 高木	幹周60cm以上120cm未満	本	2	3,600	
19	客土	赤土	m ³	1	19,000	
20	客土	黒土	m ³	1	21,000	
21	客土	細砕チップ	m ³	1	19,000	
22	枯損木処理	幹周60cm未満	本	1	18,000	
23	枯損木処理	幹周60cm以上90cm未満	本	5	40,000	
24	枯損木処理	幹周90cm以上120cm未満	本	1	72,000	
25	枯損木処理	幹周120cm以上150cm未満	本	1	132,000	
26	枯損木処理	幹周150cm以上200cm未満	本	1	220,000	
27	枯損木処理	幹周200cm以上250cm未満	本	1	480,000	
28	灌 水		m ²	1,000	170	
29	支柱撤去	生垣形	m	9	900	
30	支柱撤去	木製支柱全て	箇所	6	1,500	
31	支柱設置	生垣形	m	4	3,500	
32	支柱設置	二脚鳥居添木付	箇所	2	14,000	
33	支柱設置	二脚鳥居組合せ	箇所	1	23,000	
34	蜂の巣除去	アシナガバチ等	箇所	3	5,349	
35	リフト車	トラック架装型 揚程12m	日	2	80,000	
36	街路樹等管理	作業区分A	日	1	150,000	
37	街路樹等管理	作業区分B	日	1	160,000	
38	処分費(作業区分A,B)	南処理工場	kg	2,020	32	
39	処分費(作業区分A,B)	チップ化処分	台	4	33,000	
40	産業廃棄物処理場運搬	2tダンプ 積込・運搬・荷卸し (木村金属工業圏へ搬入)	回	1	14,000	
41	道路維持センター運搬	2tダンプ 積込・運搬・荷卸し	回	1	12,000	
42	交通誘導警備員B		人	30	23,100	

※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価をこえないこと。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※ 契約単価は、契約者が記入すること。

業 務 仕 様 書

(よこすか海岸通り樹木管理業務その3)

1. 一 般
- (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。
業務指示（承諾）書受理後、7日以内に着手及び完了予定日を記入し FAX 等にて返信すること。
また、上記着手及び完了予定日が遅れる場合は、直ちに監督員に報告すること。
 - (2) 業務作業時は、一般の交通に支障をきたしたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
万一事故が発生した場合は、受託者の責任において処理すると共に監督員に報告すること。
 - (3) 沿道の住民等により苦情及び陳情があったときは丁寧に応接し、監督員に報告し、必要に応じて指示を受けなければならない。
 - (4) 受託者は、業務内容の表示板、その他作業現場に必要な注意看板などを、公衆の見やすい場所に設置すること。
 - (5) 本業務施行前に、業務計画書を監督員に提出すること。
 - (6) 受託者は、路線及び業務指示毎に、業務完了の連絡報告を行い作業完了日から10日以内に、4-(3)-ア)～オ)の完了書類を提出する。
全業務完了後、完了報告書・業務写真及び業務完了届等を監督員に提出し、業務委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。
 - (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員の指示に従うこと。
 - (8) その他注意事項については、監督員より配布する樹木管理業務関係注意事項を参照とすること。

2. 業務区域等について

- (1) 業務区域は原則、別紙位置図の区域内を基本とする。
ただし、区域外においても、監督員の指示により行うこともある。
- (2) 受託者は、監督員より配布する樹木管理予定表に基づき、業務計画書を作成し提出すること。実施内容は除草作業がおおまか3工程、剪定作業がおおまか2工程になる予定である。

3. 作 業
- (1) 作業時間は9時00分より17時00分までの範囲とする。
但し、監督員の指示により変更することができる。
 - (2) 除草作業は、機械除草肩掛式を基本とし、機械除草が出来ない場合は人力除草とする。
 - (3) 作業上障害となるものは事前に取り除き、除草・伐採を行うこと。
 - (4)刈込みした草は、概ね1 m程に切束ねて、横須賀市南処理工場（神明町）に運搬し処理すること。
 - (5) 剪定枝等の処分先はチップ化作業場とする。
 - (6) (4)・(5) の持込処分費は各作業内容に含まれている。
 - (7) 作業区域内から発生したカン・ビン・ペットボトル等は収集・分別し、監督員と協議の上、本市が契約している木村金属工業㈱へ運搬すること。
この場合の処分費は本市が負担する。
 - (8) 道路維持センター運搬とは、当該道路区域内の投棄物を道路維持センターまで運搬することである。なお、運搬する際は、監督員の確認を得てから運搬すること。

4. 写真管理及び出来形について

- (1) 作業範囲や作業内容が確認できる写真を、作業前、作業中、作業後に同一の場所で撮影すること。また、施行数量を確認できる検寸写真を必ず撮影すること。
- (2) 高木剪定の幹周検寸写真撮影頻度は、剪定本数の10%+1枚を基本とすること。
- (3) 出来形については、平面図に各施行場所の作業区分毎に施行範囲、写真撮影箇所及び撮影の方向、管理番号等記入すること。
但し、平面図は、縮尺を図中に記載すること。
業務完了報告書は、下記のとおり作成し、提出すること。
 - ・内訳書（書式あり）
 - ・集計表（書式あり）
 - ・業務日報
 - ・施行場所（指示場所）毎の報告書
 - ア) 報告書（書式あり）
 - イ) 位置図
 - ウ) 平面図（縮尺入り）
 - エ) 数量計算書
 - オ) 写真

・廃棄物集計表

ア) 廃棄物処分伝票（計量票、証明書、マニフェスト等）

イ) 廃棄物持込み状況写真

ウ) 南処理工場の計量票

エ) チップ化作業の施設利用証明証

- (4) 業務完了報告書と共に、業務完了報告書の電子データ「CD」も併せて提出すること。電子データの形式は基本的に PDF とするが、それによらない場合は、監督員と協議し決定すること。
- (5) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (6) ウイルス対策は特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウイルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (7) CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。
- (8) ラベルの作成の表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。
注) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記用具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあるため使用不可とする。
- (9) 提出する電子データについて、ウイルス対策の不備等により、委託者に損害を与えた場合は、受託者の負担により、速やかに対応すること。
- (10) 成果品の権利は委託者に帰属するものとする。

5. その他 (1) 契約時本市から指示があった場合は、現場代理人を配置すること。

6. 業務委託に係る提出資料について

受託者は、廃棄物処理（伐採枝・草）について、環境汚染の予防、地球環境保全等の促進を図るために下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 横須賀市南処理工場（神明町）の計量票を提出すること。（原本）
- (2) チップ化を証明できる書類を提出すること。（原本）
- (3) カン・ビン・ペットボトル等については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用し提出すること。

7. 各作業区分の詳細について

(1) 樹木せん定

- ア) 切り取った枝は、その場に放置せず速やかに片づけること。作業終了後は、作業区域の清掃を行いゴミ等のないようにすること。
- イ) 低木の寄植せん定については、樹高を60cm未満に剪定すること。なお、樹種の状態により実施できない場合は、監督員の指示を受けること。
- ウ) 中木の施行数量は表面積とし、低木の施行数量は植地面積とすること。ただし、出来形数量について、地表面からの施行高さや施工延長は、枯れ等による部分を控除すること。グミの徒長枝の剪定については低木と同じ扱いとする。
- エ) 基本は、街路樹剪定だが道路法面に生えた樹木の高木剪定についても指示する場合がある。
- オ) 太い枝を剪定した時は、必要に応じて切り口に、癒合剤を塗布すること。

(2) 除 草

- ア) 機械除草箇所はベニヤ・シート等で飛び石防護措置を行い、地際で刈り取ること。機械除草には人力による仕上げ除草も含まれている。人力除草箇所は基本的に植樹柵・植樹帯とし、低木等に注意して作業を行うこと。
- イ) 刈込みした草は、その場に放置せず、その日のうちに片づけること。やむなく処理出来ない場合は、道路利用者の妨げとならない場所に仮置きし、草が飛散しないようシート等で覆っておくこと。
- ウ) 除草跡はきれいに均し清掃すること。
- エ) フェンスつる草等除草は、フェンスに絡んでいる草の数量が確認できるよう下草の除草が完了してから行うこと。
- オ) 植樹柵のある路線については、植樹柵間の歩道部雑草も全て除草すること。また、街路樹の根元から生えているひこばえの除去は雑草に含むものとする。

(3) 施 肥

- ア) 高木に施肥を行うものとする。
- イ) 肥料の種類（下記のとおり）

施肥区分	肥料	使用量
高木 幹周 60 c m未満	グリーンハイル (300g)	1 本/本
高木 幹周 60 c m以上～ 120 c m未満	グリーンハイル (300g)	2 本/本

ウ) 作業については、監督員の指示を受けること。

(4) 客土

ア) 客土は、箇所・仕上げ高・材料種において監督員の指示により行うこととする。

イ) 作業終了後においては、周辺への汚れや飛散等のないようにすること。

(5) 病虫害防除

ア) 高木・中木・低木の病虫害を駆除すること。

イ) 受託者は病虫害の発見に努め発見した場合は、監督員に報告し指示を受けること。

ウ) 使用する農薬は、発生した害虫により、適切な薬品を使用すること。

この場合、使用する薬品については監督員の承諾を得ること。

エ) 散布については、隣接民家・通行者等に対し薬害のないよう十分注意し、散布のお知らせ及び看板を立て、周知すること。

オ) その他一般注意事項は、神奈川県病虫害雑草防除指導指針に従うこと。

カ) 散布日時・散布場所・使用薬品の種類・使用量・希釈倍数を帳簿に記載し、報告書に写しを添付すること。

(6) 蜂の巣除去 (アシナガバチ等)

ア) 除去した蜂の巣は、その場に放置せず速やかに片づけること。

イ) 使用する農薬は、適切な薬品を使用すること。

この場合、使用する薬品については監督員の承諾を得ること。

ウ) 散布については、隣接民家・通行者等に対し薬害のないよう十分注意し、散布のお知らせ及び看板を立て、周知すること。

エ) その他一般注意事項は、神奈川県病虫害雑草防除指導指針に従うこと。

オ) 散布日時・散布場所・使用薬品の種類・使用量・希釈倍数を帳簿に記載し、報告書に写しを添付すること。

カ) 生息が確認できたスズメバチの巣を発見した場合は、委託者が対応するので速やかに監督員に報告すること。

(7) 枯損木処理

- ア) 受託者は枯損木の発見に努め発見した場合は、監督員に報告し指示を受けること。
- イ) 切り取った枯損木は、その場に放置せず速やかに片づけること。
- ウ) 枯損木は地際以下で処理することとし、通行に支障のないように整地すること。
- エ) 作業終了後は、作業区域の清掃を行いゴミ等のないようにすること。
- オ) 基本は、街路樹の枯損木処理だが、道路法面に生えた樹木の枯損木処理についても指示する場合がある。

(8) 灌 水

- ア) 灌水については、通行者等に迷惑をかけないように行うこと。
- イ) 用水費は灌水に含まれている。
- ウ) 作業については、監督員の指示を受けること。

(9) 支柱（撤去）

- ア) 支柱本体が朽ちて通行に支障のあるものや樹木に不要な支柱を撤去すること。
- イ) 支柱撤去については、樹木を損傷しないよう行い、根元より完全に引抜くこと。また、シュロ縄・鉄線・洋釘及び幹巻材もきれいに取除くこと。
- ウ) 作業については、監督員の指示を受けること。

(10) 支柱（生垣形・二脚鳥居添木付・二脚鳥居組合せ）

- ア) 支柱設置については、高さ及び通りの不揃いがないように仕上げること。

(11) リフト車

- ア) リフト車（高所作業車）の使用については、施行前に監督員と協議し事前に決定する。
- イ) 使用するリフト車については、トラック架装型・揚程12mを標準とする。

8. その他作業

(1) 作業員の構成

・作業区分A

作業1日当たりの作業構成は、普通作業員2名・一般運転手1名・2tトラック1台を使用することを想定している。

・作業区分B

作業1日当たりの作業構成は、造園工・普通作業員・一般運転手各1名・2tトラック1台を使用することを想定している。
※造園工は「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有すること。なお、着手前に監督員に資格証の写しを提出すること。
※必要な車両は受託者が用意すること。
※作業内容により2tトラック以外の車両の方が効率的に業務を履行できる場合は、事前に監督員の承諾を得ること。
※草・枝葉等の処分費が発生した場合は別途計上する。
※作業区分による作業指示は、監督員による。

(2) 作業内容

工種が多く数量確認が難しい場合の作業
例)

・作業区分A

- 1) 町内会等が伐採した樹木の収集・運搬と伐採箇所の確認作業。
- 2) ILB (インターロッキングブロック) で舗装してある歩道等の伐根除草作業。
- 3) 歩車道境界ブロックとAS舗装の目地の伐根除草作業。
- 4) 工種が多く数量確認が難しいと判断される作業。

・作業区分B

- 1) 道路用地にある危険度が高い樹木の整枝・剪定作業。
- 2) 道路用地内の倒木処理及びそれに伴う伐採作業。
- 3) 樹木に発生した毛虫の補殺作業。
- 4) 工種が多く数量確認が難しいと判断される作業。

9. 道路使用許可について

受託者は、本業務施行前に道路交通法第77条の道路使用許可を受けること。

10. 夜間作業について

受託者は、夜間作業にて行うことが望ましい場合は、監督員と協議をすること。

*夜間作業の換算：契約単価×1.25 (17時～22時、5時～8時)、契約単価×1.5 (22時～5時) を原則とする。

特記事項

- (1) 年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、委託者が提示した数量において本契約と同条件で契約する予定。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の2か月前までに通知すること。

- (2) この単価契約で示した内訳単価以外の単価を使用する場合は、協議により決定する。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
数量：200kg（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（甲乙の責任範囲等）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

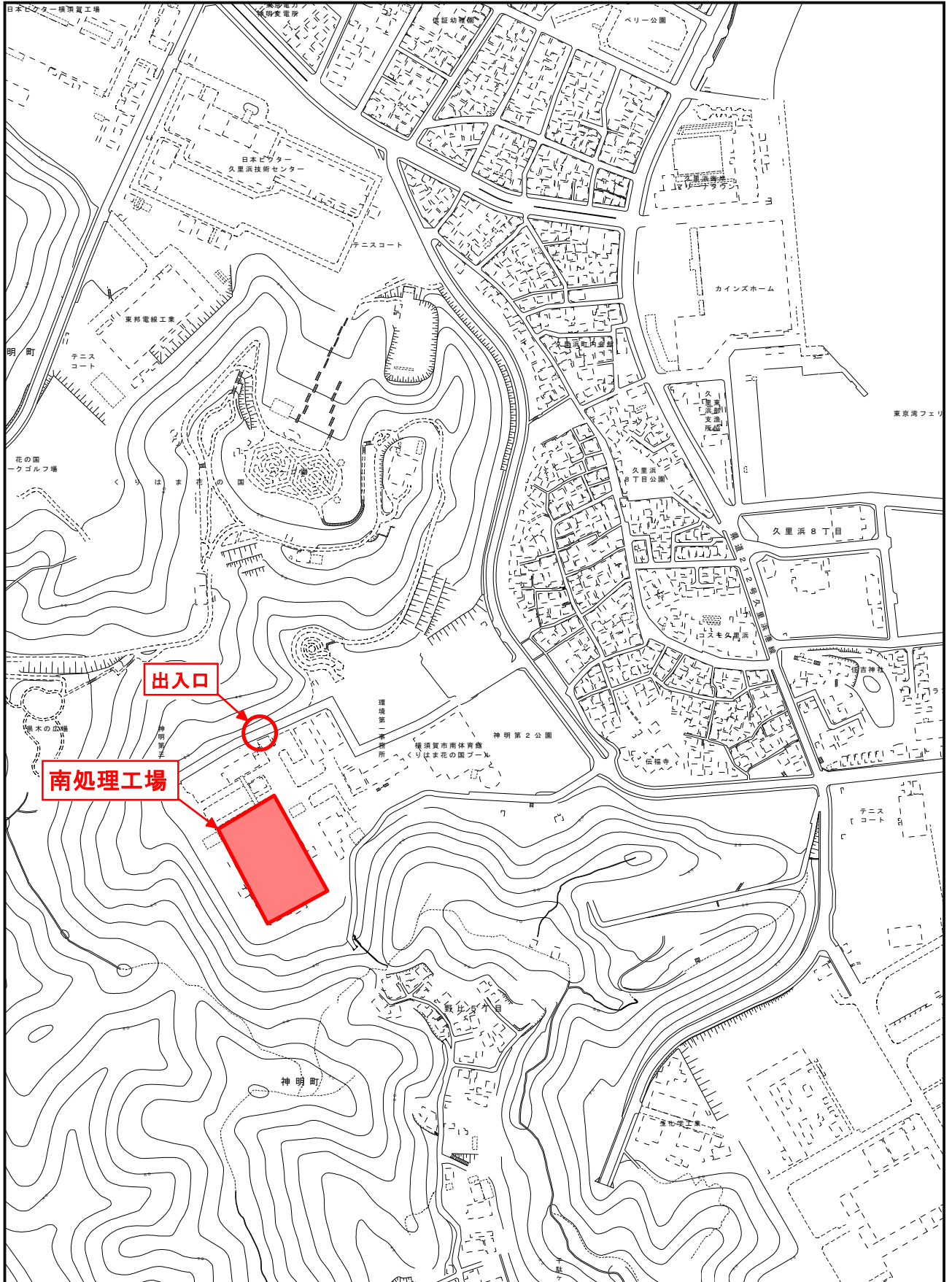
事業場の名称 : 木村金属工業株式会社
所在地 : 横須賀市内川2丁目4番36
処分の方法 : 破碎
施設の処理能力 : 100.9584 t / 8 h

2 再生先

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
再生の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

位置図

(横須賀市南処理工場 横須賀市神明町2187番地)

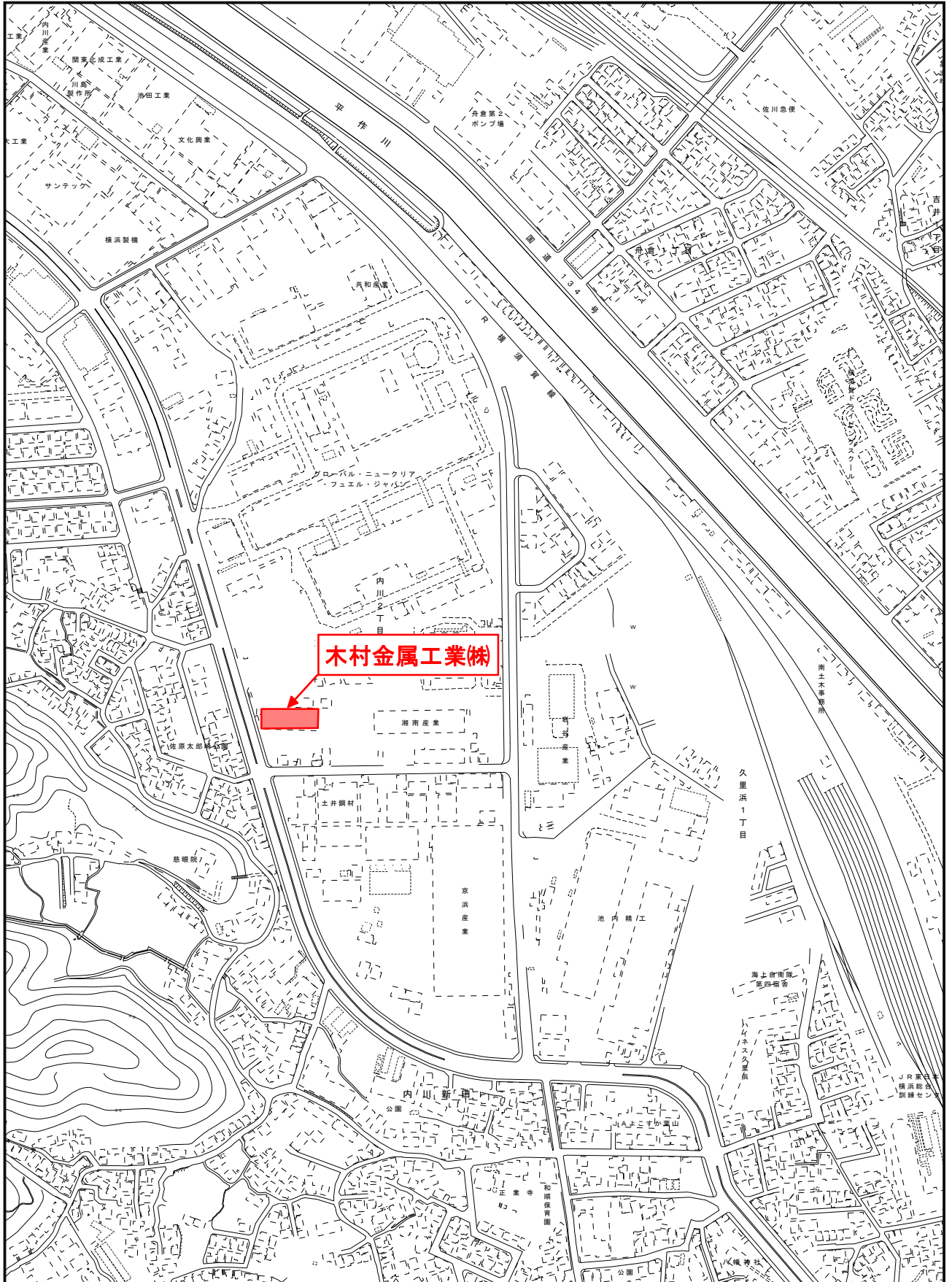


100m

1/5000

位置図

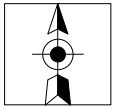
(木村金属工業株) 横須賀市内川2丁目4番地36号



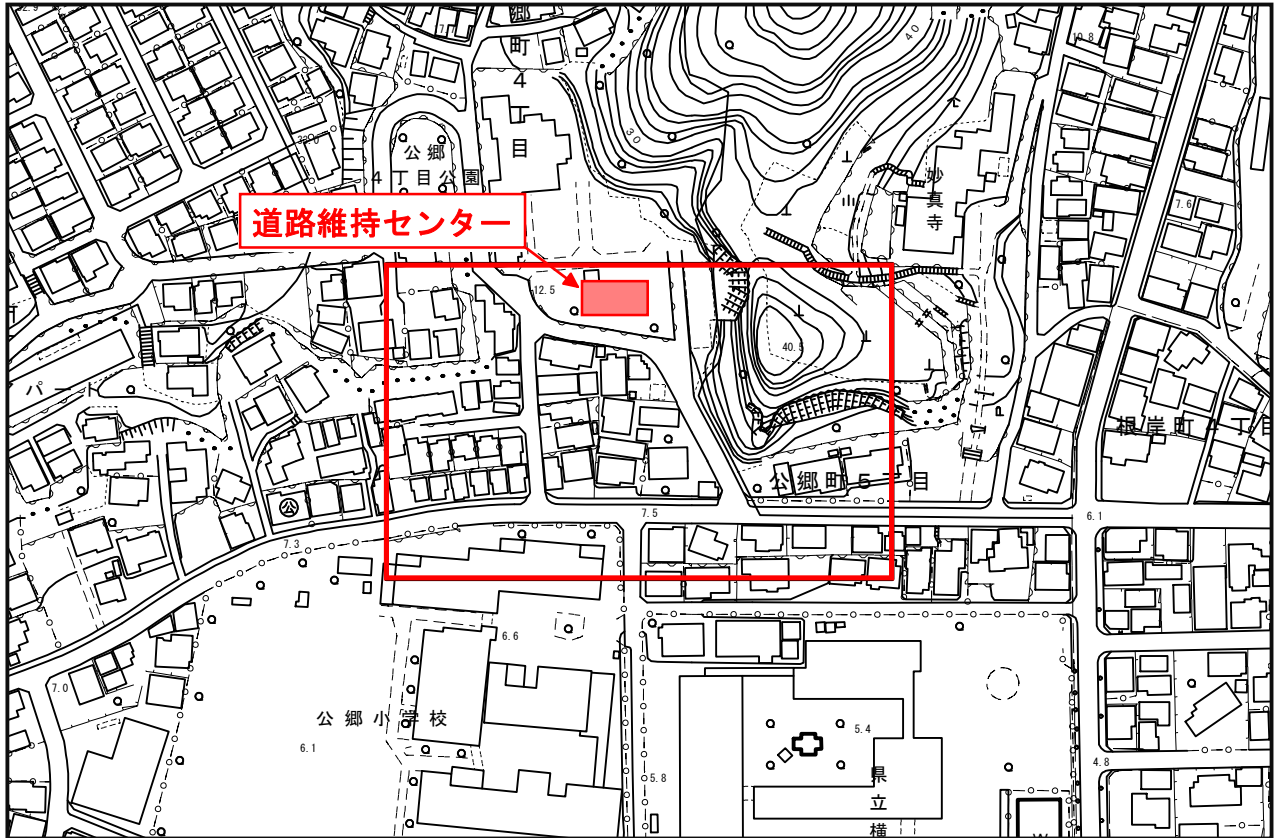
100m

1/5000

位置図 1/2500



(道路維持センター 横須賀市公郷町4丁目4番地)



拡大図 1/1000

出入口

